

令和5年度「学校いじめ防止基本方針」富士宮市立山宮小学校

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」という基本認識に立ち、山宮小学校の全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校にする「山宮小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じように人権意識に関わる中で起こります。

したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総掛かりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものです。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、早急に対応に当たります。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。
- インターネット、SNS等を使った誹謗中傷という形でのいじめの訴えがあった時は、それに対して誠実に対応します。

（2）いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
- 子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。（人間関係づくりプログラム、いじめアンケートの活用）
- 児童の誕生日には、一人一人が付箋にメッセージを書いて写真入りの色紙に貼り、誕生日プレゼントにして手渡すなど、一人一人を認めていく場を設定することに努めます。
- 授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で共通理解を図ります。
- 児童に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。
- なかよし活動(縦割り班活動)を通して異学年の友達と交流する機会を多くつくります。
- 毎週水曜日のロング昼休みにはクラスみんなで遊ぶ計画を立てます。
- 毎朝、児童会で決めたぼかぼか言葉をクラスで唱え、帰りの会で、ぼかぼか言葉が言えた友だちを発表し合うことで優しい言葉遣いを広めます。

(3) 子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深められるようにします。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために話し合う活動や取り組む活動の充実を図ります。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

〈変化に気付く〉

- 児童の様子について、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設けます。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師から積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせます。
- 保護者からは、LEBERへの入力により、児童の困り感を教職員に伝えやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 「見つめカード」や「本読みカード」などを利用し、常日頃から保護者に子どもの表れを伝えられる態勢をとり、気になることはすぐに連絡できるようにします。
- いじめアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。

(2) いじめへの対処

〈誰にでも相談ができる・・・〉

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- スクールカウンセラーの来校に合わせ、担任と相談の上、個別に困っていそうな児童とSCとの面談を意図的に行います。
- いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応します。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行います。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにします。

「早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- 教職員が気付いたあるいは児童や保護者からの相談があった「いじめ」について、事実関係を早急に把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えます。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行います。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをすることをやめさせます。
- いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気付かせるような指導を行います。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行います。

- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていきます。
- 学級・学校全体への指導をし、再発防止に向けた指導の継続をしていきます。

4 家庭・地域との連携

〈保護者・地域に対して〉

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝えます。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校・学年・生徒指導便り、青少年健全育成連絡会等で伝えて、理解と協力をお願いします。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- いじめについての情報(学校の方針・教育方針・子どもの表れ等)を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得ます。
- LINEなどのSNSを介していじめが発生しないよう、講師を招いて正しい利用の仕方を児童と保護者に伝え、みんなでルールを守る体制をつくります。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめの事実を確認した場合の富士宮市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、富士宮市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応します。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。
- SCや児童相談所・警察等と可能な限り情報を共有し連携していきます。
- 教育委員会や外部機関と連携し、ゲーム、インターネットやSNS等の上手な利用方法を学ぶ講座・教室を依頼して実施していきます。

6 年間の取組計画について

(1) いじめ防止対策委員会の設置

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付けます。構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭とします。また、PTA会長、スクールカウンセラーにも必要に応じて相談します。児童の個人情報の取扱いを考慮しながら互いに情報を共有し、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行います。

(2) サポート会議(職員会議)

月一回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての、情報交換及び教職員が共通して対応していくことについて話し合いを行います。

(3) その他

学校評価においては、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かします。

令和5年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立山宮小学校

| 月 | 対象 | | | 内 容 | 場面/方法 |
|----|----|----|----|---------------------------|------------|
| | 職員 | 児童 | 保地 | | |
| | ○ | | | いじめ防止対策委員会を設置 | いじめ防止対策委員会 |
| 4 | ○ | | | 基本方針策定・確認 | 職員会議 |
| | | ○ | | 全校児童に呼びかけ | 始業式 |
| | ○ | | | ぼかぼか言葉実施方法確認 | 研修 |
| | ○ | | ○ | PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼 | PTA 総会 |
| | | | ○ | 学校だより・HP に学校の取組方針掲載、周知 | 学校だより・HP |
| | | ○ | | 運動会スローガン決定 | 関係会議 |
| 5 | | ○ | | 人間関係作りプログラム1 | 学級活動 |
| | ○ | | | 学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請 | 代表委員会 |
| | | ○ | | いじめ実態調査 | 朝の会 |
| | | ○ | | 学校行事(運動会)参加にあたり目標の設定 | 特別活動 |
| 6 | | ○ | | スクールカウンセラー面談 | 学級活動 |
| 7 | | | ○ | 学校評価保護者アンケート | |
| | | | ○ | 学校評価児童アンケート | |
| | | | ○ | 個々面談での情報モラルについての啓発 | 保護者面談 |
| | ○ | | | アンケート集約 | |
| | ○ | | | アンケート分析 | |
| 8 | ○ | | | 1学期評価から、計画の修正 実施 | 職員会議 |
| 9 | | ○ | | 人間関係作りプログラム2 | 学級活動 |
| | | ○ | ○ | いじめをテーマに道徳の授業参観、保護者への協力依頼 | 授業参観・懇談会 |
| | ○ | | | いじめ事例研修(スクールカウンセラー) | 職員会議 |
| 10 | | ○ | | 教育相談週間 | 放課後 |
| | | ○ | | 心の健康チェックカードを活用したメンタルチェック | 特別活動 |
| | | ○ | | いじめ実態アンケート・面談 | |
| 11 | | ○ | | 人権週間と合わせ児童会活動実施 | |
| 12 | | | ○ | 学校評価保護者アンケート | |
| | | | ○ | 学校評価児童アンケート | |
| | | | ○ | 個々面談で情報交換 | 保護者面談 |
| | ○ | | | アンケート集約 | |
| | ○ | | | 2学期評価から、計画の修正、実施 | 職員会議 |
| 1 | | | ○ | 学校評価結果報告 | 学校評価だより |
| | ○ | | | いじめ事例研修会(生徒指導担当) | 生徒指導全体会 |
| | | ○ | | 人間関係作りプログラム3 | 学級活動 |
| 2 | ○ | | | いじめ防止基本方針の見直し | 職員会議 |
| | | ○ | | いじめ実態アンケート・面談 | 学級活動 |
| 3 | ○ | | | 来年度のいじめ防止基本方針決定 | 職員会議 |
| | | | | | |